

患者さまへ

「消化管異物に対する内視鏡的除去の治療成績に関する検討」

この研究は、通常の診療で得られた記録を使って行われます。このような研究では、国が定めた指針に基づき、対象となる患者さまのお一人ずつから直接同意を得ることが困難な場合には、研究の目的を含む研究の実施についての以下の情報を公開し、拒否できる機会を保障することが必要とされています。

1 研究の対象	2017 年 4 月 1 日より 2030 年 3 月 31 日までの期間に、当院消化器内科で消化管異物に対して内視鏡的異物除去を施行された/施行される患者さま
2 研究目的・方法	誤飲などにより生じる消化管異物は、異物の種類や形状、停留部位によっては消化管穿孔や出血などの重篤な合併症を来す可能性があります。異物を除去するために内視鏡を用いた治療が行われていますが、異物の種類や胃に残った食べ物の量、レントゲン写真への写りやすさ等により治療の難しさは異なります。 本研究では、消化管異物に対して内視鏡的異物除去が行われた患者さまの診療情報を用いて治療成績の実態を明らかにし、異物の形状や停留部位などとの関連について検討します。 研究の期間:施設院長許可後(2026 年 8 月予定)～2030 年 6 月 30 日
3 情報の利用拒否	情報が当該研究に用いられることについて、患者さまもしくは患者さまのご家族等で患者さまの意思及び利益を代弁できる代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としません。その場合は、「6. お問い合わせ先」までお申出ください。その場合でも患者さまに不利益が生じることはありません。ただし、ご了承頂けない旨の意思表示があった時点で既にデータ解析が終わっている場合など、データから除けない場合もあり、ご希望に添えない場合もあります。
4 研究に用いる情報の種類	年齢、性別、身長、体重、既往歴、血液検査結果、消化管異物に関する情報(種類・形状、停留部位、治療日、除去法など)等
5 個人情報の取扱い	収集したデータは、誰のデータか分からないように加工した上で、統計的処理を行います。国が定めた「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に則って、個人情報を厳重に保護し、研究結果の発表に際しても、個人が特定されない形で行います。
6 お問い合わせ先	本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。 照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先: 研究責任者:地主龍平 東京西徳洲会病院・消化器内科、内視鏡センター長 住所:〒196-0003 東京都昭島市松原町 3-1-1 連絡先:042-500-4433(病院代表)

2026 年 7 月 22 日作成(第 1.0 版)